令和７年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務　基本仕様書

１　業務名

令和７年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務

２　業務の目的

女性の就労環境については、育児・介護等との両立のために非正規雇用化する女性が多くいることから、正規雇用との待遇差に伴う男女間の賃金格差や女性の管理職割合が低いなどの課題がある。一方で、企業においては、人員の確保や定着に係る課題を抱えている。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）は、令和８年３月末にその期限を迎えるが、なお課題が残るところであり、女性活躍の更なる推進が求められていることから、期限を１０年間延長し、男女間賃金差異や女性管理職比率の公表、女性の健康課題やハラスメント防止対策の取組を強化するなどの見直しが行われた。

本業務は、こうした女性活躍推進法の改正を踏まえ、女性の就労環境に関する課題の解消を図ることを目的として、仕事と家庭の両立や職場定着・継続就業等に取り組む地元企業を支援し、女性が働きやすい職場環境づくりを推進する。

３　実施期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　業務の概要

広島市に本社を有する企業の経営者や管理職等（以下「企業経営者等」という。）を対象とした、女性が働きやすい職場環境づくりを支援する内容の研修会について、具体的な提案を行い、提案事業の運営・報告等を行う。

⑴　研修会の内容

研修会は全３回とし、次に掲げる内容を基本に、より効果的な内容を提案すること。

ア　企業が女性の働きやすい職場環境を整え、女性活躍を推進することは、人材の確保や定着、社員のモチベーションの向上など、多岐にわたり大きなメリットがあることを、企業経営者等に意識づけさせる内容とすること。

イ　改正された女性活躍推進法の概要や背景、改正の要点を明示し、企業が取り組むべき具体策について説明する内容とすること。

ウ　厚生労働省「『女性活躍に関する調査』報告書」では、企業が公表する女性活躍に関する情報の項目数が多いほど企業価値が向上する傾向がみられたことや、情報公表が求職者にとって企業選びの参考になることを踏まえ、女性活躍推進企業データベースを活用した情報公表を促す内容とすること。

エ　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と、計画の達成に向けた着実な推進を促すこと。

オ　先進企業（「広島市男女共同参画推進事業者顕彰」受賞企業など）の取組事例を紹介すること。

⑵　研修会の形式等

ア　開催方式

対面とオンライン会議を併用したハイブリッド方式とすること。

イ　実施時期

令和７年８月以降、令和８年３月末までとすること。

ウ　参加対象企業

参加企業は市内に本社を有する企業とすること。

エ　参加費

無料

⑶　運営業務の内容

研修会を開催するに当たり必要な次の業務を行うこと。

ア　講師の手配・調整

イ　広島市内の研修会場の手配・調整

ウ　必要な機材の手配

エ　資料の作成・配布

各回の研修会において、講義で使用する資料を作成し、研修会参加企業に事前に配布すること。

オ　研修会参加企業の募集

(ｱ)　研修会参加企業は、各回３０社以上を目標とすること。

(ｲ)　広報活動にはチラシ、電話、ＳＮＳ等を組み合わせること。なお、チラシの作成にあたっては本市と協議すること。

(ｳ)　研修会への参加申込受付に際し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定有無を確認すること。

(ｴ)　参加企業に対し、企業経営者や人事総務担当等の管理職など複数名の参加を促すこと。

カ　研修会の運営

(ｱ)　参加の受付及び参加方法の案内を行うこと。

(ｲ)　研修会はパワーポイント又は同等のものを使用すること。会場では、画面に投影するとともに、各参加者に投影資料と同じ資料を配布すること。オンライン会議では、資料を画面共有すること。

(ｳ)　運営責任者を置くこと。

キ　質疑応答の実施

ク　アンケートの実施

研修会終了後、アンケートを実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケート内容は本市と協議すること。研修会の効果検証を図るため、回収率を８０％以上に高める工夫をすること。

ケ　その他、研修会の開催に付随する事務

５　委託業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後１０日以内に委託業務実施計画書を作成し、本市に提出し承認を得なければならない。

６　報告書の提出について

⑴　月次報告書

翌月１０日までに、事業の進捗状況等が分かる報告書（任意様式）を提出すること。報告事項は次のとおり。なお、報告事項がない場合は、その旨を報告すること。

ア　研修会の概要が分かる議事録

イ　研修会参加企業からの問合せと、それに対する応答の内容

⑵　委託業務実施報告書

事業完了後、「事業の成果・課題の分析」に係る委託業務実施報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

７　広島市等が実施する事業との連携について

研修会参加企業に対して、広島市や国等が実施する女性活躍推進事業について、積極的に情報提供すること。

広島市等の事業については、広島市ホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページ上の「市政」→「男女共同参画」→「企業、団体の方」→「いきいき企業サイト～仕事と家庭・地域活動等の両立と男女がともに活躍できる雇用環境づくりのための情報サイト～」に掲載しているので、参考にすること。

８　その他

⑴　本業務をより効果的なものとする追加提案について、取組の内容、実施方法及び期待される効果等を、企画提案書に記載すること。

⑵　本業務の実施に当たっては、本市との連絡調整を十分に図ること。

⑶　本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て本市に帰する。

⑷　本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア　受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に本市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

イ　本市が再委託を承諾した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させる。

⑸　受託者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

⑹　本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努める。

⑺　本業務は、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、本業務に係る委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を本事業終了後５年間保存すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。

⑻　その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、本市と受託者が協議して決定する。